STマーク使用許諾契約者各位

社団法人日本玩具協会 会 長 戸所 正敏 (会長印省略)

子ども用化粧品の安全確保について

皆様には、日頃、当協会のSTマーク事業の推進につきご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、添付資料のように、東京都生活文化局消費生活部長から、平成19年3月8日付18生消生活第235号をもって「子ども用化粧品の安全確保について(要望)」について要望がありました。この文書では「子どもが使用することを配慮し、子ども用化粧品については適切な表示の確保に努めること。」が、当協会に対して求められています。

これを踏まえ、当協会としましては、平成19年3月29日開催の理事会において、下 記のとおり決定し実施することと致しましたので、ご連絡申し上げます。

記

1. 「ST基準内商品表示ガイドライン」における「安全上の注意」表示として、 次の文章を追加することとする。

> これは、化粧品です。 必ず保護者の監視のもとで使用させてください。

(「ST基準内商品表示ガイドライン」3. 「注意表示文集」の「化学玩具」の「欄」の次に、上記を記載した新たな「欄」を追加する。)

- 2. 表示レベル(注意喚起の度合い)は当該ガイドラインの中の「Aレベル(度合い:大)」とする。
- 3. 上記措置は平成19年7月1日から実施する。

なお、本件ガイドラインは「推奨」レベルのものですが、皆様にはできる限り遵守頂きますよう要請致します。

以上

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田 ${\rm Im}\,03$ -3829-2513)までお問合せ願います。

(参考1)

子ども用化粧品については、その使用方法に配慮するとの観点から、既に「化粧品公正取引協議会(所在地:東京都港区虎ノ門 5-1-5)」の「化粧品の表示に関する公正競争規約施行規則」の第9条の別表2に、使用上又は保管上の注意として、次の事項が規定されております。

「化粧品の表示に関する公正競争規約」施行規則別表 2 の使用上の注意表示

	化 粧 品 の 種 類	使用上の注意事項 (表示例)
1	子供用化粧品	これは子供用化粧品です。
	例)子供用おしゃれセット	必ず保護者の監視のもとで使用させて
	おもちゃシャンプー等	下さい。

これを参考にして、「ST基準内商品表示ガイドライン」に子ども用化粧品についての注意表示を追加することとしました。

(参考2)

ST基準内商品表示ガイドライン(社団法人日本玩具協会)抜粋

【注意表示ガイドライン】

1. 表示の基本的なルールについて

注意表示を行う場合、注意文の構成、表現、表示を行う位置によっても、消費者への注意の伝わり方が異なってきます。消費者への注意の伝わり方に、各社による差異が発生しては、統一マークを表示していくうえからも好ましいことではないでしょう。そこで、注意の度合いに見合った文章表現とパッケージ及び取扱説明書への基本的な表示の仕方について、次のように定めました。

(1) 基本的な考え方

注意表示には、次の2種類の表示があります。

生が予見できる場合があります。

- ①「安全上の注意」表示(以下「注意表示」とします。) 製品自体を本質的に安全にすること、つまり「安全設計」が基本的安全対策ですが、 製品により安全設計だけでは回避できない事故(身体への危害や財物の損害)の発
 - この安全設計だけでは回避できない事故を防止するために、「安全上の注意表示」を記載して注意を喚起します。
- ②「使用上の注意」表示(以下「使用上の注意」とします。) 取扱い方法による製品のみの外観や機能の不良が発生することへの注意を促す表示です。

③表示レベルについて

注意喚起の度合いの大小により表示レベルをA・Bの2段階に分けました。

表示レベル	レベル分けの意味	注意文の表示方法
Aレベル	注意喚起の度合い:大	4 色: 金赤
AVIV	住息製地の及行い、人	1色、2色:太字又はBレベルより目立つ字体
Bレベル	注意喚起の度合い:小	4 色:BL100%

3. 注意表示文集

◆文章は全て、総ルビです。◆

項目	絵記号	表示レベル	表 示 文
中に入れる玩具	おとなどいつしょ	В	● 保護者のもとで遊ばせてください。● 屋内で遊んでください。● 火気や暖房器具の近くで遊ばせないでください。
化学玩具	まとなどいっしょ	A	アイテム毎に決定する。 《例》 ● 保護者のもとで遊ばせてください。 ● 危険ですので身体に直接薬品が触れ ないようにしてください。
化粧品玩具	おとなどいつしょ	A	● これは、化粧品です。必ず保護者の監視のもとで使用させてください。



18生消生活第235号 平成19年3月8日

社団法人 日本玩具協会 会長 様

東京都生活文化局消費生活部長 宮川 雄



子ども用化粧品の安全確保について(要望)

日頃より、東京都の消費者行政にご理解、ご協力を頂き、ありがとうございます。

さて、東京都では、東京都消費生活条例第9条に基づく調査として、「化粧品類の安全性等に関する調査」を行い、その結果を別添のとおりまとめました。

本調査の結果から、玩具店等でも販売されている子ども用化粧品は、子どもが使用するということを配慮した表示等が十分でない商品があり、これらにより子どもが危害・危険を受けることが懸念されます。

このため、東京都は、子ども用化粧品について、健康被害の未然防止及び安全確保の観点からの対応が必要と考えます。

つきましては、子ども用化粧品について、下記のとおり要望いたしますので、 対応方、よろしくお願いいたします。

なお、対応された内容につきまして、平成19年3月30日(金)までにご 連絡いただければ幸いです。

記

子どもが使用することを配慮し、子ども用化粧品については適切な表示の確保に努めること。

【連絡先】東京都生活文化局消費生活部生活安全課

商品安全係 矢野、丹野

TEL: 03-5388-3056(直通)

FAX: 03-5388-1332

E-mail: Noriko Tanno@member.metro.tokyo.jp

化粧品類の安全性等に関する調査結果 【概要】 抜 粋

1 子ども用化粧品

(1) 文献調査

(社)日本玩具協会の調査によると、玩具メーカーが販売している子ども用化粧品*1の売上は、平成 16~17 年で年間約 20~30 億円程度と推計され、それ以外も含めた子ども用化粧品全体では、平成 15 年には、60 億円であったというデータもある。

子ども用化粧品は、玩具店等で扱われていることが多いが、薬事法では、大人用の 化粧品と同様に化粧品に分類され、薬事法の適用を受け、使用できる成分は大人の化 粧品と同等のものである。業界団体等が定める自主基準の対象にもなる。

日本において玩具店等で販売されている子ども用化粧品の中には、(社)日本玩具協会が定める ST (玩具安全) マークが付いているものもある。ST マークが付いているものは、玩具としての安全性が確認されている。

※1 今回調査した子ども用化粧品には、「基礎化粧品」は含まれていない。すべて、 口紅、マニキュア等の「メークアップ用化粧品」である。

(2) 試買調査

子ども用化粧品を 77 品目*2、47 商品*3 試買した。試買した品目の内訳は表 1 に示すとおりである。また、試買を行った販売店舗は表 2 に示すとおりである。試買品について特に子どもに配慮した注意事項に着目して表示調査を行った。

※2 商品に入っている個々の品物のことを「品目」いう。

※3 マニキュア、リップ等が複数入って いる場合のセットのことを「商品」という。

表 1 子ども用化粧品種類別内訳

3X 1 1 C 0/11/12	THE HH THE	Y3 (1) 1 1 10 (
種。類	品目数	マニキュア 方法による	の除去 5種類
		水溶性	11
マニキュア	30	はがす	6
()	30	除光液	12
		その他	1
リップ・グロス類	33		
アイシャドウ	9		
チーク	1		
フアンデーション	1		
マスカラ	1		
ボディグリッター	2		
수 計	77		

表 2 子ども用化粧品販売店舗別内訳及び価格

1111		a a	数数	商品	品 数
		数量(個)	割合(%)	数量(個)	割合(%)
全	数	77	100.0	47	100.0
	玩具店	46	59. 7	19	40. 4
販	キャラクター販売店	11	14.3	8	17. 0
売	子ども用化粧品専門店	6	7.8	6	12.8
店	化粧品店	7	9.1	7	14.9
舗	ワンプ。ライスショップ。	6	7. 8	6	12.8
	スーパーの玩具売り場	1	1.3	1	2, 1
価権	各 (円)	109	5 ∼ 3, 150	平均:80	16

表示調査の結果は、表3に示すとおりである。

対象年齢が記載されていたものは、49 品目(63.6%)、20 商品(42.6%)であった。ST マークが付いていたものは、17 品目(22.0%)、9 商品(19.1%)で、すべて対象年齢が記載されていた。

日本化粧品工業連合会が定める「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準」に基づく注意事項のうち、「異常等があった場合の対応について」が記載されていなかったのは、1品目、1商品で、それ以外の76品目(98.7%)、46商品(97.9%)には記載されていた。保管方法に関する注意があったものは、61品目(79.2%)、31商品(66.0%)であった。

日本化粧品工業連合会等が定める「詰め合わせ化粧品(医薬部外品を含む。)の自主 基準」に該当した子ども用化粧品セットは、39 品目(50.6%)、9 商品(19.1%)あった が、同基準では、「子ども用化粧品セットにメーキャップ化粧品を詰め合わせることは、 認めない。」ことになっているため、それらはすべて基準に合わないことになる。

「化粧品の表示に関する公正競争規約」に則った「これは子供用化粧品です。必ず保護者の監視のもとで使用させて下さい。」が表示されていたものは、22 品目(28.5%)、2 商品(4.3%)であった。また、「必ず保護者の監視のもとで使用させて下さい。」が表示されていたものは、8 品目(10.4%)、7 商品(14.9%)であった。

乳幼児の誤飲に対する注意があったものは、48 品目(62.3%)、18 商品(38.3%)であった。

表 3 子ども用化粧品表示内容内訳

			a a	数数		3 数
200			数量(個)	割合(%)	数量(個)	割合(%)
		全 数	77	100.0	47	100
	3歳	以上	3	3. 9	3	6.4
対象年齢表示	6歳	以上	. 8	10.4	3	6.4
年	7歳	以上	5	6.5	5	10.6
齡		麦以上	30	39.0	8	17.0
表	12 岸	麦以上	3	3. 9	1	2. 1
		小 計	49	63.6	20	42.6
対象	<u>年齢</u>	表示なし	28	36.4	27	57.4
ST 7-	-ク(玩	具安全基準合格)付	17	22.0	9	19.1
化粧 使用	品の 上の 車値	異常等があった場合の対応	76	98. 7	46	97. 9
使注の基	子(自) 集	保管方法に関する注意	61	79. 2	31	66.0
詰め1	合わせ	化粧品の自主基準に不適合	39	50.6	9	19.1
化粧表示		これは子供用化粧品です。必ず保護 者の監視のもとで使用させて下さ い。	22	28.5	2	4. 3
する 競争		必ず保護者の監視のもとで使用 させて下さい。	8	10, 4	7	14. 9
		小 計	30	39, 0	9	19.1
乳幼	児の記	誤飲に対する注意	48	62.3	18	38. 3
子どもに配慮した除去方法あり			17	22. 1	11	23. 4

化粧の除去方法では、はがす、水で落とせる等子どもに配慮したものは、17 品目 (22.1%)、11 商品 (23.4%)であった。

すべての商品に成分表示は行われていた。しかし、例えばマニキュア等で色から判断すると表示されている色素の成分が間違っていると思われる商品があった。また、一部、表示内容を判読するのが非常に困難なものもあった。

(3) 実態調査

実態調査(インターネットアンケート)を次のとおり実施した。

調 査 対 象:都内在住の 12歳以下の子どもを持つ親

有効回答数: 1,146 名

その結果、全体では、1,146名のうち276名(約24%)、女子のみでは571名中256名(45%)に化粧の経験があった。最初の化粧の動機は、七五三などの行事が多く、その後も「時々化粧をする。」という回答が29名(化粧経験者の約10%)であった。「時々化粧をする。」場合にどのような機会に化粧をするかについて調査した結果、子どもも大人と同様に、外出時に化粧を行っていた。

購入した化粧品は、口紅(リップ類)が圧倒的に多かった。購入場所は、子どもが 立ち寄りそうな店舗が多かった。

化粧の経験者 276 名のうち 6 名 (2.2%) が皮膚障害等のトラブルを経験している。医者に受診した者が 1 名いたが、5 名はどこにも相談していなかった。

2 染毛剤・染毛料

(1) 文献調査

染毛剤は、一旦染まると、色持ちが長期的に持続するものをいう。薬事法では、「医薬部外品」に分類され、表示指定成分の表示が行われている。

染毛料は、一時的に髪を染めるものをいう。薬事法では、「化粧品」に分類され、 全成分表示が行われている。

経済産業省化学工業統計によると、染毛剤・染毛料の出荷額は平成 17 年度で約 1,000 億円である。平成 12~13 年頃には、1,100 億円を超え、出荷額でシャンプーを 抜き頭髪化粧品のトップとなった。

染毛剤成分の p-フェニレンジアミン^{※4} 等は、感作^{※5} 性があり、体質によってはアレルギーを発症し、さらに、喘息や短時間で急激に激しいアレルギー症状を起こすアナフィラキシーなど重篤な症状が発症する可能性もある物質である。

染毛料には、体質によっては稀にアレルギーを発症することがあるタール色素が含まれているものもある。

- ※4 染毛剤は、発色主剤、修正剤、酸化剤などからなる。p-フェニレンジアミンは、発色主剤として使われる物質である。毛髪中に浸透した p-フェニレンジアミンは、酸化剤で酸化されることで発色する。
- ※5 アレルギー症状の起こる状態となることをいう。

(2) 試買調査

試買し表示調査を行った商品は、表4及び表5に示す商品である。

表 4 染毛剤試買内訳

種類	商品数	染毛剤の種類	商品数
		黒髪用	12
染毛剤	28	白髪用	14
		白髪・黒髪用	2
染毛 · 脱色剤	1	黒髪用	1
脱色剤	6		
合 計	35		

表 5 染毛料試買内訳

種類	商品数	染毛剤の種類	商品数
ヘアマニキュア	2	白髪用	2
毛髮染毛料	1	白髮用	1
	8	チューフ゛タイフ゜	1
		ペンタイプ	1
毛髪着色料		マスカラタイフ゜	1
七友自己科		ムースタイプ゜	2
		スフ゜レータイフ゜	2
		クリームタイプ。	1
カラーリンス	1		Ţ,
カラートリートメント	3		
ヘアフ゜ロテクター	1		
合計	16		

染毛剤・脱色剤では、「幼小児への使用禁止」を記載してなかったのは、購入した 35 商品中 20 商品である。また、「幼小児の手の届かないところに保管」する旨の注意 表示は、すべての商品に記載されていたが、「乳幼児の誤飲に対する注意表示」が記載 されていたのは、1 商品のみで他の商品にはなかった。

染毛料には、すべての商品に「幼小児への使用禁止」の記載はなかった。また、「幼小児の手の届かないところに保管」する旨の注意表示は、16 商品中 11 商品にあったが、「乳幼児の誤飲に対する注意表示」はすべての商品に記載はなかった。

(3) 実態調査

前述の実態調査(インターネットアンケート)をした結果、1,146名中47名(4.1%)の子どもに毛染めの経験があり、その8割以上が染毛剤を使用していた。

年齢は、0歳児から $4\sim5$ 歳をピークに、就学前に経験する者が 30名 (63%) に達しており、0歳児も 2 名いた。毛染めをした動機は、「おしゃれのため」が 33 名、全体の約 70%で、「親が自分の毛染め剤が残ったため」というものもあった。

毛染めの頻度は、「いつも染めている。」という回答はいなかったが、19名(40%)は「時々染めている。」と答えている。さらに、0~3歳児においても「時々染めている。」との回答があった。

毎回自宅で染めていたのは、34名(72%)であった。一方、毎回美容院及び自宅・ 美容の両方で染めていたのは、合わせて13名(28%)であった。今回の調査では、理 容院で染めているケースはなかった。